1号保険料の低所得者軽減強化

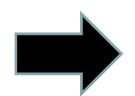
令和2年6月議会 福祉健康委員会 第38号議案 高齢者支援課 資料

第3段階

軽減の完全実施に伴い、保険料負担割合を引き下げ

	令和元年度			
第1段階	0.325			
第2段階	0.475			
第3段階	0.625			

第1段階



令和2年度	軽減幅			
0.250	▲0.075			
0.350	▲0.125			
0.600	▲0.025			

保険料基準額に対する割合 ●令和元年度 ●○0.475 0.325 0.25 0.35

第2段階

舞鶴市の介護保険料

			改正前(令和元年度) ≪11段階≫			改正後(令和2年度) ≪11段階≫		増減比較			
段階	公費投入前 負担割合 A		公費投 負担 書		保険料年額(円) C	其担制 百		保険料年額(円) E	保険料 年額(円) 改正前-後 C-E		所得段階の基準
第1段階	基準額×	0.45	基準額×	0.325	21.410	其淮頞 x	0.250	16,470	4.940	生活保護受給	合者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税
37 172/16	坐 十段 /	0.40		0.020	21,410	坐 中 识 ハ	0.200	10,470	4,940		合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階	基準額×	0.60	基準額×	0.475	31,290	基準額×	0.350	23,060	8,230	世帯全員が 市民税 非課税	合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人
第3段階	基準額×	0.65	基準額×	0.625	41,170	基準額×	0.600	39,520	1,650		上記以外
第4段階	基準額×	0.85	基準額×	0.85	55,980	基準額×	0.85	55,980	_	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人年金収入80万円以下等 (第2段階と同様の本人収入要件)	
第5段階	基準額×	1.00	基準額×	1.00	65,860	基準額×	1.00	65,860	_	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、上記以外	
第6段階	基準額×	1.15	基準額×	1.15	75,740	基準額×	1.15	75,740	_	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下	
第7段階	基準額×	1.25	基準額×	1.25	82,330	基準額×	1.25	82,330	_	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満 ※第1期は、250万円	
第8段階	基準額×	1.50	基準額×	1.50	98,790	基準額×	1.50	98,790	_	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円未満	
第9段階	基準額×	1.65	基準額×	1.65	108,670	基準額×	1.65	108,670	_	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円未満	
第10段階	基準額×	1.80	基準額×	1.80	118,550	基準額×	1.80	118,550	_	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円未満	
第11段階	基準額×	2.00	基準額×	2.00	131,720	基準額×	2.00	131,720	_	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上 ※第2期に新設	